

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として次の表のように定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることが出来ます。

出席停止の期間は欠席扱いにはなりませんので、医師の指示に従って十分に休養をとるとともに、感染予防のために友人等との接触を避けてください。

なお、医師から登校許可が出ましたら、下記の用紙に保護者の方で必要事項を記入していただき、押印の上、担任まで提出して下さい。

【出席停止の疾病名と期間の基準】

	疾 病 名	出 席 停 止 期 間
第 一 種	エボラ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第 二 種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎、菌性髄膜炎	
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医、その他の医師に聞いて感染の恐れがないと認めるまで

教務主任	学年主任	担 任

学校感染症の診断報告・治療経過について**（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症用）**

令和 年 月 日

伊勢学園高等学校長 様

() 年 () 組 () 席 名 前 ()

保護者名 () 印 ()

1. 疾 病 名 : インフルエンザ (A 型 ・ B 型) ・ 新型コロナウイルス感染症 ・ その他

2. 出席を停止した期間 : () 月 () 日 (曜) ~ () 月 () 日 (曜) まで () 日間

3. 医 療 機 関 名 : ()